

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年4月21日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市告示第100号

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱（令和7年鴨川市告示第94号）の一部を次のように改正する。

別表第1 定置用リチウムイオン蓄電システムの項中「令和5年度」を「令和6年度」に改め、同表窓の断熱設備の項中「令和5年度」を「令和6年度」に改め、「より」の次に「窓及びガラスとして」を、「もの」の次に「であって、窓全体の熱貫流率 U_w が1.9以下のもの」を加え、同表電気自動車の項、プラグインハイブリッド車の項、V2H充放電設備の項及び集合住宅用充電設備の項中「令和5年度」を「令和6年度」に改め、同表備考第2号中「並びにテラスドア、勝手口ドア又は」を「、テラスドア及び勝手口ドア、」に改める。

別表第2 集合住宅用充電設備の項住宅の要件の欄中「利用することができる」を「利用可能とする」に改める。

別表第3 集合住宅用充電設備の項補助対象者の要件の欄第2号中「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の次に「(以下「国が実施する補助制度」という。)」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、住民のみ充電設備を利用可能とする場合の補助を受けようとするときは、この限りでない。

別表第4 窓の断熱設備の項補助対象経費の欄中「ドアそのもの」の次に「(窓として登録されているものを除く。)」を加え、同表集合住宅用充電設備の項補助金の額の欄を次のように改める。

- 1 住民のみ利用可能とする場合であり、かつ、国が実施する補助制度を併用する場合にあっては、1基当たり50万円に設置する充電設備の基数（複数口の充電設備にあっては、その口数）を乗じて得た額（設備本体の購入費に係る国が実施する補助制度における補助金の額に3分の1を乗じて得た額が50万円に設置する充電設備の基数（複数口の充電設備にあっては、その口数）を乗じて得た額に満たない場合は、その額）
- 2 住民のみ利用可能とする場合であり、かつ、国が実施する補助制度を併用しない場合にあっては、1基当たり50万円に設置する充電設備の基数（複数口の充電設備にあっては、その口数）を乗じて得た額（設備本体の購入費に係る国が実施する補助制度における補助金の額を基準とし、その基準額に3分の1を乗じて得た額が50万円に設置する充電設備の基数（複数口の充電設備にあっては、その口数）を乗じて得た額に満たない場合は、その額）
- 3 住民及び住民以外のものを利用可能とする場合にあっては、1基当たり100万円に設置する充電設備の基数（複数口の充電設備にあっては、その口数）を乗じて得た額（設備本体の購入費に係る国が実施する補助制度における補助金の額に

3分の2を乗じて得た額が100万円に設置する充電設備の基数（複数口の充電設備にあっては、その口数）を乗じて得た額に満たない場合は、その額）

別表第5集合住宅用充電設備の項交付申請書の添付書類の欄第4項中「写し」の次に「(国が実施する補助制度の申請をしている場合に限る。)」を加え、同欄第7項中「申請者がマンション管理組合である場合にあつては、」を削る。

別表第6集合住宅用充電設備の項実績報告書の添付書類の欄第3項中「写し」の次に「(国が実施する補助制度の申請をしている場合に限る。)」を加え、同欄第5項中「利用することができる」を「利用可能とする」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「

- 一般社団法人次世代自動車振興センターに提出した交付申請書類一式及び当該申請に係る交付決定書類の写し
- 申請者が個人である場合にあつては、申請者の本人確認書類（免許証、個人番号カード、資格確認書、住民票等）の写し
- 申請者がマンション管理組合である場合（当該マンション管理組合が法人格を有する場合を除く。）にあつては、マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）及び代表者の本人確認書類（免許証、個人番号カード、資格確認書、住民票等）の写し
- 申請者がマンション管理組合である場合にあつては、マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認済証又は賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類）の写し

」を「

- 一般社団法人次世代自動車振興センターに提出した交付申請書類一式及び当該申請に係る交付決定書類の写し（国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の申請をしている場合に限る。）
- 申請者が個人である場合にあつては、申請者の本人確認書類（免許証、個人番号カード、資格確認書、住民票等）の写し
- 申請者がマンション管理組合である場合（当該マンション管理組合が法人格を有する場合を除く。）にあつては、マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）及び代表者の本人確認書類（免許証、個人番号カード、資格確認書、住民票等）の写し
- マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認済証又は賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類）の写し

」に、「

SII/北海道環境財団登録番号	
-----------------	--

」を「

SII 製品型番/北海道環境財団登録番号	
----------------------	--

」に、「

(住民以外の利用ありの場合)	
----------------	--

<p>国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の額の3分の2の額</p> <p>②×2/3</p> <p>(住民以外の利用なしの場合)</p> <p>国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の額の3分の1の額</p> <p>②×1/3</p>	<p>円</p> <p>(注) 1,000円未満の端数を切り捨てること。</p>
---	--

」を「

<p>(住民以外の利用ありの場合)</p> <p>国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の額の3分の2の額</p> <p>②×2/3</p> <p>(住民以外の利用なしの場合)</p> <p>国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の額(同補助金を併用しない場合は、それを基準とした金額)の3分の1の額</p> <p>②×1/3</p>	<p>円</p> <p>(注) 1,000円未満の端数を切り捨てること。</p>
---	--

」に改める。

別記第9号様式及び別記第10号様式中「

SII/北海道環境財団登録番号	
-----------------	--

」を「

SII 製品型番/北海道環境財団登録番号	
----------------------	--

」に、「

<p>(住民以外の利用ありの場合)</p> <p>国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の額の3分の2の額</p> <p>②×2/3</p> <p>(住民以外の利用なしの場合)</p> <p>国が実施するクリーンエネルギー</p>	<p>円</p> <p>(注) 1,000円未満の端数を切り捨てること。</p>
---	--

自動車の普及促進に向けた充電・ 充てんインフラ等導入促進補助金 の額の3分の1の額 ②×1/3	
--	--

」を「

<p>(住民以外の利用ありの場合) 国が実施するクリーンエネルギー 自動車の普及促進に向けた充電・ 充てんインフラ等導入促進補助金 の額の3分の2の額 ②×2/3</p> <p>(住民以外の利用なしの場合) 国が実施するクリーンエネルギー 自動車の普及促進に向けた充電・ 充てんインフラ等導入促進補助金 の額(同補助金を併用しない場合 は、それを基準とした金額)の3 分の1の額 ②×1/3</p>	<p>円</p> <p>(注) 1,000円未満の端数を切り捨てること。</p>
---	--

」に、「

- 一般社団法人次世代自動車振興センターに提出した実績報告書類一式の写し
- 上記の実績報告に係る申請の額の決定書類の写し(一般社団法人次世代自動車振興センターに変更の申請をしている場合に限る。)
- 住民及び住民以外のものが充電設備を利用することができる場合の補助を受けようとするときは、マンション等の敷地の外から撮影した住民以外のものが充電設備を利用することができる旨の表示がされた案内板及びその周囲の景観が分かる写真

」を「

- 一般社団法人次世代自動車振興センターに提出した実績報告書類一式の写し(国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の申請をしている場合に限る。)
- 上記の実績報告に係る申請の額の決定書類の写し(一般社団法人次世代自動車振興センターに変更の申請をしている場合に限る。)
- 住民及び住民以外のものが充電設備を利用可能とする場合の補助を受けようとするときは、マンション等の敷地の外から撮影した住民以外のものが充電設備を利用することができる旨の表示がされた案内板及びその周囲の景観が分かる写真

」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和8年度以後の年度分の補助金について適用する。